

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

**新潟県教育委員会規則第2号**

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）を加える。

改 正 後					改 正 前				
(単位通減の基準)					(単位通減の基準)				
<b>第12条</b> 免許法別表第3備考第7号又は別表第8（ <u>免許法施行規則第18条の2表備考第4号</u> ）の適用を受ける者の単位の通減の基準については、別表の定めるところによる。					<b>第12条</b> 免許法別表第3備考第7号の適用を受け者の単位の通減の基準については、別表の定めるところによる。				
<b>別表（第12条関係）</b> (略) ソ (略)					<b>別表（第12条関係）</b> (略) ソ (略)				
タ 小学校教諭の普通免許状から幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合 (免許法別表第8－免許法施行規則第18条の2表備考第4号)									
在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数							
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目					
0	6	—	6	—					
1	3	—	3	—					
壬 幼稚園教諭の普通免許状から小学校教諭の二種免許状を取得する場合 (免許法別表第8－免許法施行規則第18条の2表備考第4号)									
在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数							
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目					
0	13	—	13	—					
1	10	—	10	—					
2	7	—	7	—					
乙 中学校教諭の普通免許状から小学校教諭の二種免許状を取得する場合 (免許法別表第8－免許法施行規則第18条の2表備考第4号)									
在 職 年 数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数							
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目					
0	12	—	12	—					
1	9	—	9	—					
2	6	—	6	—					

㉔ 小学校教諭の普通免許状から中学校教諭の二種免許状を取得する場合  
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	14	10	4	—
1	11	7	4	—
2	8	5	3	—
3	7	5	2	—

㉕ 高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭の二種免許状を取得する場合  
(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	9	—	5	4
1	6	—	3	3
2	5	—	3	2

㉖ 中学校教諭の普通免許状(二種免許状を除く。)から高等学校教諭の一種免許状を取得する場合(免許法別表第8-免許法施行規則第18条の2表備考第4号)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
0	12	—	4	8
1	9	—	3	6
2	6	—	2	4

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。